平成２４年（フ）第１１３８９号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目33番20―706号
破産者　株式会社青木組
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２４３号
沖縄県沖縄市諸見里２丁目14番18号　グランドアパート203号、開始決定時の住所沖縄県中頭郡西原町字翁長237番地の３
破産者　仲宗根正勝
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３８３号
大阪府高石市東羽衣２丁目10番10―201号　パナシティホーム東羽衣、住民票上の住所沖縄県那覇市安謝２丁目２番１号　花城ビル１階
破産者　安里　直也
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１号
北海道岩見沢市上幌向町583番地105
破産者　三本　弘法
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第４３７号
青森市小柳５丁目16番６号、申立時の住所青森市港町３丁目３番12号
破産者　鳴海　　一
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
青森市小柳５丁目16番６号、申立時の住所青森市港町３丁目３番12号
破産者　鳴海　ミカ
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
青森市富田３丁目18番40号　ネオパレス富田Ｂ―205
破産者　阿部　順子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
岩手県花巻市豊沢町６番36号
破産者　古舘　修一
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６４号
岩手県花巻市東宮野目第13地割121番地
破産者　川村　尚宏
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６６号
岩手県花巻市東宮野目第13地割121番地
破産者　川村五百子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１２２号
茨城県鉾田市安塚863番地
破産者　笹本　勇次
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３０号
茨城県桜川市西小塙1811番地１
破産者　雨谷　誠治
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３０号
茨城県龍ケ崎市白羽３丁目12番地29　片岡住宅Ａ、前住所茨城県龍ケ崎市川原代町1100番地２　ヴァンテ竜ケ崎103号室
破産者　刑部　知寿
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１４１号
横浜市金沢区能見台３丁目39番地９、開始決定時の住所横浜市金沢区能見台４丁目４番地21　いこいの街Ｂ棟405号
破産者　岡野　邦洋
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６号
石川県白山市日御子町ロ４番地14
破産者　サカモト建築こと　坂本　正明
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６８号
金沢市北塚町西440番地、従前の住所石川県かほく市外日角ニ102番地２
破産者　表　外美枝
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
石川県七尾市小島町ヌ部39番地１
破産者　浦邉　　翼
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第９１号
神奈川県相模原市中央区上溝1670番地12　フォーレスト305、申立時の住所山梨県甲府市相生１丁目18番８号　気晴館305
破産者　三井　真一
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係